

社会保険ひろしま

第17号

- 51人以上の企業にお勤めのパート・アルバイトの方へ
あなたの年金・医療がかわります。
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」
- 協会けんぽ広島支部の保険料率は令和6年3月分（4月分納付）から
変更されます
- 医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを一度使ってみませんか？
- 令和6年度の健康保険料率に反映 インセンティブ制度の実績（令和4年度）について
- 生活習慣病予防健診のご案内
- 社会保険労務士会からのお知らせ
- 社会保険協会からのお知らせ

4
2024
令和6年



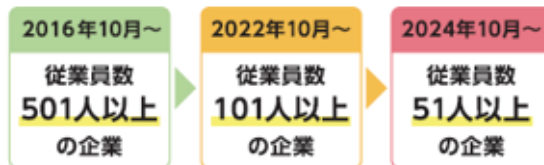
日本年金機構からのお知らせ

51人以上の企業にお勤めのパート・アルバイトの方へ

あなたの年金・医療がかわります。

【企業の規模】

新たに対象になる企業は段階的に拡大されています。



【加入対象の要件】加入対象となるのは以下のすべてにチェックが入る方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 学生ではない
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上



メリット① 年金

年金が「**2階建て**」になり

一生涯受け取れます！

上乘せ

老齢年金

受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乘せ
ワイド保障

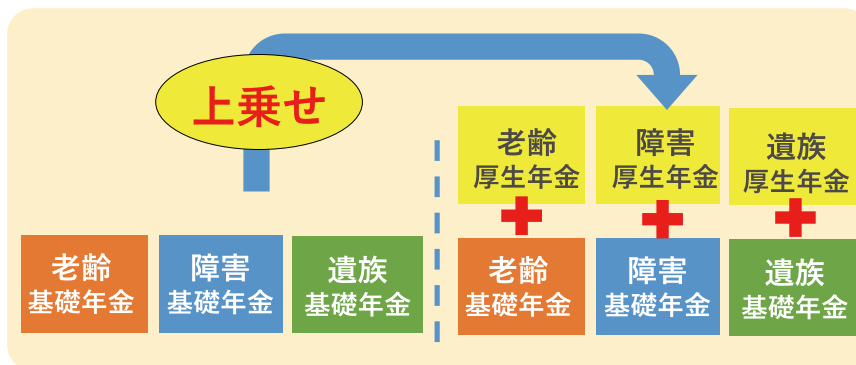
障害年金

病気やけがなどで障害状態と認定された場合に受け取ることができる年金です。
2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乘せ

遺族年金

被保険者が亡くなったときに、残された遺族の方に対して支給される年金です。



メリット② 医療

医療保険も

さらに充実であんしんに！

傷病手当金

病休期間中、給与の2/3相当が支給されます。

出産手当金

産休期間中、給与の2/3相当が支給されます。



日本年金機構からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

年収の壁の詳しい内容は
厚生労働省HPをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



パート・アルバイトで働く方が

「**年収の壁**」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上になることで、**厚生年金・健康保険**に加入するため、**保険料負担を避け**、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、**国民年金・国民健康保険**に加入するため、**保険料負担を避け**、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の厚生年金や健康保険の加入にあわせて、**手取り収入を減らさない取り組み**（賃上げ・所定労働時間延長・手当支給）を実施する企業に対して、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすことにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み**を作ります。

全国健康保険協会からののお知らせ
協会けんぽ

協会けんぽ広島支部の加入者・事業主の皆様へ

協会けんぽ広島支部
マインナンバーカード
健康ひろしま



協会けんぽ広島支部の保険料率は
令和6年3月分（4月納付分）
から変更されます



協会けんぽ広島支部
マインナンバーカード
健康ひろしま

健康保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **9.92%**



令和6年3月分（4月納付分）から

9.95%

◆健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。

◆広島支部の1人当たり医療費の伸びが全国平均の伸びを上回ったことが健康保険料率引上げの主な要因です。

介護保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の **1.82%**



令和6年3月分（4月納付分）から

1.60%

◆40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

<協会けんぽの財政状況について>

収入面では、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であるため、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くことは期待し難い状況です。一方、支出面では、加入者一人当たり医療給付費が大きく伸びていることや、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造であること、後期高齢者支援金の増加が今後も見込まれること等を踏まえると、楽観を許さない状況です。

医療機関等を受診する際に
マイナンバーカードを一度使ってみませんか？

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。※新しい保険者による登録手続きが必要です。高齢受給者証の持参も必要なくなります。

ご利用方法

1 マイナンバーカードを取得



詳しくは
「マイナンバーカード総合サイト」から

2 保険証利用の申込み



- スマホ(マイナポータル)
- セブン銀行ATM
- 医療機関の顔認証付きカードリーダーから申し込みます。

3 医療機関で提示



医療機関の顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る

《お問合せ先》



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

全国健康保険協会 広島支部
TEL：082-568-1011（平日8：30～17：15）

全国健康保険協会からのお知らせ

協会けんぽ

令和6年度の健康保険料率に反映 インセンティブ制度の実績(令和4年度)について

「インセンティブ制度」とは？

協会けんぽ47都道府県支部のうち、5つの評価指標の評価結果が上位15位以内の支部に報奨金(インセンティブ)が与えられ健康保険料率の引下げにつながる制度です！

広島支部の
実績は



上位15支部に入っていないため
残念ながらインセンティブは
付与されません。



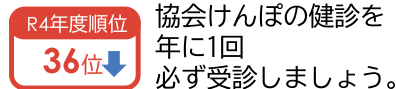
■ 加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい5つのお願い



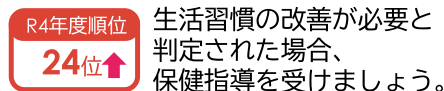
皆さまの取組みが
保険料率の引下げにつながります！



1 特定健診などの受診



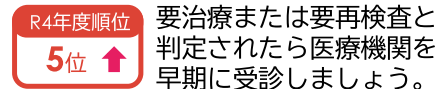
2 特定保健指導の利用



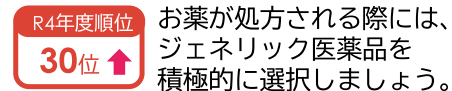
3 メタボの改善



4 医療機関の受診



5 ジェネリック医薬品の使用



※矢印(↑↓)は、令和3年度順位との比較

35歳～74歳の
被保険者様対象

生活習慣病予防健診のご案内

生活習慣病予防健診は充実の検査項目をお得に受診できる健診です！年に1度必ずご受診をお願いします。

身体計測 血圧測定 血液検査 尿検査 便潜血反応検査
心電図検査 胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査

自己負担額(一般健診)

最高 **5,282円**

お知らせ

令和6年度から付加健診の対象年齢が拡大しました！

付加健診は、生活習慣病予防健診(一般健診)に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査など詳細な検査を追加した健診です。人間ドック並みの検査を受けることができますので、対象年齢の方はぜひご受診ください！

対象
年齢

令和5年度まで
40歳、**50**歳



令和6年4月から
40歳、**45**歳、**50**歳、**55**歳、
60歳、**65**歳、**70**歳



広島県社会保険労務士会からのお知らせ

令和6年4月1日から 労働条件明示のルールが変わります

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約締結時と有期労働契約の更新時	就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	更新上限の有無と内容 +更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください。

“国家資格者の社労士が解決します”



かいけつサポート
認証紛争解決サービス

社労士会紛争解決センター

職場で起きた労使間のトラブルは、労働問題の専門家である社会保険労務士が運営する「社労士会労働紛争解決センター広島」が簡易、迅速、無料で解決します。

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

社労士会労働紛争解決センター 広島

受付時間 月曜日から金曜日までの9:00~17:00まで
(12月29日~1月4日、祝日を除く)

労務士 あっせん 検索

お電話は 0570-064-794

ねんきんのご相談・手続きは 街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ **0570-05-4890**

《予約受付時間》毎週月曜日~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15

- ◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。
- ◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。
- ◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の年金相談センター広島 広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F
街角の年金相談センター福山 福山市東桜町1-21エストパルク6F

広島県社会保険協会からのお知らせ

当協会では、令和6年度も社会保険制度を正しくご理解していただくため、広報紙の発行、ホームページの充実、また制度や事務に関する講習会等を実施します。4月は年度のスタートなので、当会事業の様々なご案内をお送りしています。その中で、会員特典として養成講座（基本的な社会保険事務手続きについて）やキャリアアップセミナー（もう少し広く詳しく学びます）の受講がありますので、是非、お申込みください。

なお、このお申込期限は5月17日（金）16時必着ですので、ご注意ください。また、長年御愛読いただいています冊子「社会保険事務便覧」は、昨年度会費を納めていただきました会員事業所様に、今年度もお届けいたします。少しでも皆様のお役にたてれば幸いです。

